第三条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定原産品でなかったこと等の通知に係る経済連携協定等）

第七条　法第六条（特定原産品でなかったこと等の通知）の政令で定める経済連携協定は、第二条第二号に掲げる経済連携協定とする。

2　法第六条の政令で定める期間は、同条第一号に掲げる事実を知った場合にあっては五年を経過する日の翌日までとし、同条第二号又は第三号に掲げる事実を知った場合にあっては一年を経過する日の翌日までとする。

第二条の見出しを「（情報提供に係る経済連携協定等）」に改め、同条中「（情報提供等）」を削り、同条ただし書中「オーストラリア」を「前項の経済連携協定の締約国」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三条第一項（情報提供等）の政令で定める経済連携協定は、第二条第一号に掲げる経済連携協定とする。

第二条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（情報の収集等による協力に係る経済連携協定）

第五条　法第四条第一項（情報の収集及び提供等による協力）の政令で定める経済連携協定は、第二条第二号に掲げる経済連携協定とする。

第一条の次に次の二条を加える。

（経済連携協定）

第二条　法第二条第一号（定義）の政令で定める経済連携協定は、次のとおりとする。

一　経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

二　環太平洋パートナーシップ協定

（特定原産品誓約書の交付等に係る経済連携協定）

第三条　法第二条第六号（定義）の政令で定める経済連携協定は、前条第一号に掲げる経済連携協定とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（附則第三項において「整備法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第五条中関税暫定措置法施行令第三十三条第十一項第一号の改正規定、第六条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第二項第三号の改正規定並びに第八条中経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第一条第八項ただし書の改正規定、同条第十項の改正規定（「第八項」を「八の項」に改める部分に限る。）及び同令別表第三の一の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度に限り、第五条の規定による改正後の関税暫定措置法施行令（以下この項及び次項において「新暫定令」という。）第十九条の三及び第十九条の九の規定の適用については、新暫定令第十九条の三の表中「及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量」とあるのは「及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量（環太平洋協定が日本国について効力を生ずる日の前日の属する旬の次の旬の初日以後の期間に係るものに限る。）」と、新暫定令第十九条の九中「その年度の十二月一日」とあるのは「環太平洋協定が日本国について効力を生ずる日又はその年度の十二月一日のいずれか遅い日」とする。

3　整備法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する整備法第四条の規定による改正後の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号。以下この項において「新暫定法」という。）第七条の八第四項に規定する政令で定める物品は、新暫定令別表第一の二十八の項の中欄に掲げる経済連携協定（新暫定法第七条の七第一項に規定する経済連携協定をいう。）の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同表の二十八の項の下欄に掲げる物品とする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

畜産物の価格安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年一月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七号

畜産物の価格安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行に伴い、並びに畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第二条第一項、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二条第五項、第五条第一項並びに第九条第二項及び第四項、同法第九条第五項及び第十八条の二第五項において読み替えて準用する同法第六条第三項、同法第十八条の二第一項及び第七項並びに第十八条の三第一項、同法第十八条の五第二項において読み替えて準用する同法第八条第三項並びに同法第二十五条の二第一項第二号及び第二十七条第一項並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（畜産物の価格安定に関する法律施行令の一部改正）

第一条　畜産物の価格安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

畜産経営の安定に関する法律施行令

第四条を削る。

第三条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条を第四条とする。

第二条の二を削る。

第二条第一項中「原料乳及び指定乳製品に係る法第三条第一項」を「法第四条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条を第三条とする。

第一条中「畜産物の価格安定に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項」を「法第二条第三項」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（肉用牛の月齢）

第一条　畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める月齢は、満十二月とする。

第五条を削る。

第六条の前の見出しを削り、同条第一項中「機構は、法第九条本文」を「独立行政法人農畜産業振興機構は、法第十条本文」に改め、「又は指定食肉」を削り、同条第二項中「指定乳製品又は指定食肉について、それぞれ、その」を削り、「その品質」を「品質」に改め、同条第三項を削り、同条を第五条とし、同条の前に見出しとして「（指定乳製品の売渡し）」を付する。

第七条を削る。

本則に次の一条を加える。

第六条　法第十一条の規定による売渡しに係る売渡予定価格は、時価及び安定下位価格を下回らないように定めなければならない。ただし、整理のためその他特別の必要があるため農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるところにより売り渡す場合は、この限りでない。